相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区千草台二丁目二番、最後の住所千葉市稲毛区千草台二丁目二番二九棟一〇二号　被相続人　亡　小杉山節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

福島県いわき市好間町下好間字鬼越二四番地の二　相続財産管理人　宇津　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市朝日二丁目二四番、最後の住所埼玉県草加市柳島町五二五番地一草加スカイハイツ五二七号　被相続人　亡　大熊　孝作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

埼玉県草加市高砂一丁目七番七号　相続財産管理人　田中　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区小仲台九丁目八七七番地の一四三、最後の住所千葉市稲毛区長沼原町九四二番地二一七　被相続人　亡　千田　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

事務所千葉市中央区中央三―八―八　中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤岡　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市海神六丁目七六五番地、最後の住所東京都品川区東大井五丁目九番七―五〇七号マンション仙台坂カトレア　被相続人　亡　田久保マキコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市東奈良二丁目一三番、最後の住所大阪府松原市小川六丁目二番三号　被相続人　亡　甲斐　忠彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

東京都中央区日本橋室町一丁目七番一号スルガビル四階　相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南長崎三丁目二二六三番地、最後の住所東京都豊島区南長崎三丁目二四番一四号　被相続人　亡　加藤　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所　相続財産管理人　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区元桜田町四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

東京都中央区京橋一丁目二番五号京橋ＴＤビル八階奥野総合法律事務所　相続財産管理人　遠藤由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市三箇二丁目八六番地一、最後の住所石川県金沢市大桑町カ三九〇番地一　被相続人　亡　西尾　義行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地　相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字中野一六五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　細野　桃枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

長野県長野市西町五六八番地一武田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　一由　貴史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡大台町上三瀬五二四番地、最後の住所三重県津市藤方一八一六番地二八　被相続人　亡　辻本　慎一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所　相続財産管理人　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市丸之内養正町一一九七番地、最後の住所三重県津市産品一四六〇番地六　被相続人　亡　山北　隆平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地　楠井法律事務所　相続財産管理人　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡平群町西宮一丁目五八六番地、最後の住所奈良県生駒郡平群町西宮一丁目六番一七号　被相続人　亡　岡田　爲吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日

奈良県奈良市花芝町九番地の二　川﨑ビル　相続財産管理人　川﨑　祥記

第24期決算公告

平成22年6月25日

東京都大田区矢口1丁目5番1号

株式会社ケイアイピー

取締役社長　渡邉　正禮

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	436,758	流動負債	74,499
固定資産	113,671	固定負債	59,373
有形固定資産	55,087	株主資本	416,557
無形固定資産	2,493	資本金	50,000
投資その他の資産	56,091	利益剰余金	366,557
		その他利益剰余金	366,557
		（当期純利益）	(6,317)
資産合計	550,429	負債・純資産合計	550,429